

2 条例第6条第1項の使用の許可の申請（以下この条において「申請」という。）は、大津市歴史博物館企画展示室使用許可申請書（様式第3号）を館長に提出して行わなければならない。

3 申請は、次の表の左欄に掲げる企画展示室を使用しようとする日の属する期間の区分に応じ、同表の中欄に定める期間（以下「第1次申請期間」という。）又は同表の右欄に定める期間において行わなければならない。

1月6日から3月31日まで	前年の4月1日から同月10日（休館日に当たるときは、その翌日）まで	前年の5月1日から使用しようとする日の10日前まで
4月1日から9月30日まで	前年の10月1日から同月10日（休館日に当たるときは、その翌日）まで	前年の11月1日から使用しようとする日の10日前まで
10月1日から12月26日まで	4月1日から同月10日（休館日に当たるときは、その翌日）まで	5月1日から使用しようとする日の10日前まで

4 館長は、申請があったときは、これを審査の上、企画展示室の使用の可否を決定し、使用を許可するときは、大津市歴史博物館企画展示室使用許可書（様式第4号）を当該申請をした者に交付する。

5 前項の許可は、申請の順序に従うものとし、申請が同時のときは、協議又は抽選により順序を定める。この場合において、第1次申請期間中にされた申請は、同時にされたものとみなす。

6 次の各号のいずれかに該当するときは、第3項の規定にかかわらず、企画展示室を使用しようとする日の1年前から申請をすることができる。

- (1) 本市又は大津市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき。
- (2) 国、他の地方公共団体又は公共的な団体が、公益に資すると認められる事業に使用するとき。
- (3) その他館長が特に必要があると認めるとき。

7 館長は、第4項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に条件を付すことができる。

8 企画展示室の使用は、係員の指示に従って行わなければならない。

（企画展示室の使用の制限）

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、企画展示室の使用の許可をしてはならない。

- (1) 博物館内の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) 博物館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 博物館の事業の実施に支障があるとき。
- (5) 歴史、美術等に関する展覧会以外の目的で使用するとき。

(6) その他博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

○大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

【参考】

○大津市歴史博物館の管理運営に関する規則

(企画展示室の使用者の遵守事項)

第12条 企画展示室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 博物館の施設又は設備に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ館長の承認を受けた場合を除く。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (4) 許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (5) 展示品の販売その他の営利行為を行わないこと。ただし、図録等の販売であらかじめ館長の承認を受けたものを除く。
- (6) 火災、盗難その他の事故の防止に留意すること。
- (7) 許可を受けた施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。
- (8) その他館長が指示した事項

(企画展示室の使用許可の取消し等)

第13条 館長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、企画展示室の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 許可の条件に違反したとき。
- (2) 第11条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 不正な手段によって使用許可を受けたとき。
- (5) その他館長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じた場合において使用者に損害が

生じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第14条 使用者は、企画展示室の使用を終了したときは、速やかに企画展示室を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用許可を取り消された場合においても、同様とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。